

3 安 建 第 1 7 号
令和3年 4月 7日

高知県知事 濱田 省司 様

安芸市長 横山 幾夫



阿南安芸自動車道（第二種事業）にかかる届出書について（回答）

令和3年3月30日付け2高環共第1184号で照会のありました、高知県環境影響評価条例第5条第2項の規定による、環境影響評価等その他の手続きの要否及び理由について、下記のとおり回答します。

記

阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）間について、事業主体である土佐国道事務所において、事前に環境調査が行われており、その結果に基づいて適切に対応していただければ、環境影響評価等その他の手続きについては必要ないと考えます。

3安経第 98 号

令和 3 年 4 月 9 日

高知県知事 濱田 省司 様

安田町長 黒岩 之浩



阿南安芸自動車道（第二種事業）にかかる届出書について（回答）

令和 3 年 3 月 30 日付け 2 高環共第 1184 号で照会のありました、高知県環境影響評価条例第 5 条第 2 項の規定による、環境影響評価等その他の手続きの要否及び理由について、下記のとおり回答します。

記

阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）間について、事業主体である土佐国道事務所において、事前に環境調査が行われており、その結果に基づいて適切に対応していただければ、環境影響評価等その他の手続きについては必要ないと考えます。

3田ま推第10号
令和3年4月6日

高知県知事 濱田 省司 様

田野町長 常石 博高



阿南安芸自動車道(第二種事業)にかかる届出書について(回答)

令和3年3月30日付け2高環共第1184号で照会のあった阿南安芸自動車道(第二事業)にかかる環境影響評価等その他の手続きの要否及びその理由を下記のとおり回答します。

記

【要否】

阿南安芸自動車道における環境影響評価等その他手続きについては、必要ないと考えます。

【理由】

阿南安芸自動車道(奈半利～安芸)間について、事業主体である土佐国道事務所において、過年度に環境調査が行われており、その結果に基づいて適切に対応していただければ、環境影響評価等その他の手続きについては必要ない。

田野町まちづくり推進課

〒781-6410

安芸郡田野町 1828-5

TEL:0887-38-2813 FAX:0887-38-2044

3 奈 第 1 0 8 号

令和3年4月19日

高知県知事 濱田 省司 様

奈半利町長 竹崎 和伸



阿南安芸自動車道（第二種事業）にかかる届出書について（回答）

令和3年3月30日付け2高環共第1184号で照会のありました、高知県環境影響評価条例第5条第2項の規定による、環境影響評価等その他の手続きの要否及び理由について、下記のとおり回答します。

記

阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）間について、事業主体である土佐国道事務所において、事前に環境調査が行われており、その結果に基づいて適切に対応していただければ、環境影響評価等その他の手続きについては必要ないと考えます。